

情報通信審議会情報通信技術分科会海上無線通信委員会の審議開始について ～簡易型 A I S 及び小型船舶救急連絡装置等の無線設備の技術的条件～

1 審議事項の背景及び審議事項

海上無線通信委員会において、電気通信技術審議会諮問第 50 号「海上無線通信設備の技術的条件」(平成 2 年 4 月 23 日)のうち以下の無線通信設備について周波数の有効利用及び利用者の利便を考慮した海上無線設備の技術的条件について審議する。

(1) 簡易型船舶自動識別装置(以下、「簡易型 A I S」という。)

A I S (船舶自動識別装置) の搭載が義務づけられていない船舶は、動静など多くの情報を海岸局に通達する A I S のニーズはあるものの高価であるため普及にはいたっていない。

今般、小型で安価な簡易型 A I S の国際標準化(IEC62287-1)が進められ、2006 年 3 月に規格化された。総務省でも「簡易型 AIS 導入のための周波数有効利用技術」の調査検討を行ってきた。

以上から、簡易型 AIS の導入及び普及を図るため技術的条件を定める。

(2) 小型船舶救急連絡装置等

ア 小型船舶救急連絡システム

小型船舶では、転落事故による海難が後を絶たず、転落者の 7 割が死亡又は行方不明となっている。そこで、平成 15 年から 3 年間にわたり(社)全国漁業無線協会が中心となって転落等の非常事態を海岸局へ自動的に連絡する無線システムの検討が行われてきた。

イ 小型船舶位置情報伝送システム

船団操業する漁船群においては、迅速かつ的確に各船舶の位置情報を伝達できるシステムが望まれている。そこで、近畿総合通信局及び船用通信機メーカーが中心となって、小型船舶に搭載された既存の無線通信機器を活用した位置情報伝送システムの検討が行われてきた。

以上から、ア及びイについて国内導入を図るため技術的条件を定める。

2 審議体制

「海上無線通信委員会(主査：鈴木 務(電気通信大学名誉教授 日本工業大学名誉教授) 主査代理：三木 哲也(電気通信大学教授))」において審議を行う。

3 答申を希望する時期

平成 20 年 5 月頃(一部答申)

4 答申が得られたときの行政上の措置

関係省令等の改正に資する。